

# FAX 送信書

平成30年1月9日

□宛 先 会 員 各位

□件 名 福島県建築物における衛生的環境の確保  
に関する法律施行条例の改正について

福島県保健福祉部長から、「福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例」が平成29年12月26日付で公布され、平成30年4月1日より施行される旨、別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

この改正は、福島市の中核市移行に伴うもので、福島市内の事業所を管轄する保健所が、「福島県県北保健福祉事務所」から「福島市保健所」に変更になります。

なお、これにより、4月1日以降、登録の申請、変更の届出等については、福島市保健所が担当することになります。

つきましては、登録の申請、変更の届出等を予定している会員におかれましては、早めの手続きをなされることをおすすめします。

(管轄が変わる事務)

- 1, 登録の申請 (法第12条の2第1項)
- 2, 報告の徴収・立ち入り検査 (法第12条の5第1項)
- 3, 変更の届出等 (同法施行規則第33条第1項)

法→建築物における衛生的環境の確保に関する法律

【送信枚数・送信書を含め 6 枚】

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会 FAX: 024-522-1118 TEL: 024-522-2015
---



29健第7451号

平成30年1月5日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会 様

福島県保健福祉部長



福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
について（通知）

このことについて、福島県条例第104号が平成29年12月26日付けで公布され、平成30年4月1日より施行されますのでお知らせします。

なお、施行日以降は、福島市内の事業所を管轄する保健所が福島市保健所となりますので御承知いただくとともに、貴協会員への周知をお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく知事の権限に属する事務の一部を中核市に移行する福島市が処理することとするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 新旧対照表 別紙1のとおり
- (2) 改正後全文 別紙2のとおり

3 施行日

平成30年4月1日

4 留意事項

この条例の施行の際福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例第2条各号に掲げる事務に係る法令等（以下「法令等」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。

（事務担当 食品生活衛生課 副主査 行方 由美 電話024-521-7243）

新旧対照表

題名	福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第七十四号）	
課室名	食品生活衛生課	

	新	旧
<p>第一条（略）</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>第三条（略）</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例第二条各号に掲げる事務に係る法令等（以下「法令等」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、郡山市及びいわき市が処理することとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>第三条（略）</p>	

# 福島県建築物における衛生的環境の 確保に関する法律施行条例

〔平成12年3月24日  
福島県条例 第74号〕

改正 平成14年3月26日条例第40号  
平成20年3月25日条例第34号  
平成29年12月26日条例第104号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例をここに公布する。

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例

(手数料)

第1条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう）の登録を受けようとする者	建築物清掃業者登録手数料	3万5千円
二 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物空気環境測定業者登録手数料	3万5千円
三 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	3万5千円
四 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物飲料水水質検査業者登録手数料	3万5千円
五 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	3万5千円
六 法第12条の2第1項の規定に基づく	建築物排水管清掃	3万5千円

建築物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	業者登録手数料	
七 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	3万5千円
八 法第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録を受けようとする者	建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	4万5千円

- 2 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。  
 （平14条例40・平20条例34・一部改正）

（事務処理の特例）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。

- 一 法第12条の2第1項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付
- 二 法第12条の5第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問
- 三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第33条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付
- 四 前各号に掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって規則で定めるもの

（平14条例40・平20条例34・平29条例104・一部改正）

（過料）

第3条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第40号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第34号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第104号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例第

2条各号に掲げる事務に係る法令等（以下「法令等」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。